

## 平成21年度地下水の水質測定結果について

平成22年9月9日  
環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「平成21年度地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

- 1 調査期間 平成21年4月～平成22年3月
- 2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省
- 3 調査結果の概要等

### (1) 継続監視調査

#### ア 測定項目及び調査地点

区分	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	51	4 <sup>※1</sup>	—
松山市	13	5 <sup>※2</sup>	—
国土交通省	6	12 <sup>※3</sup>	5 <sup>※4</sup>

※1 砒素、1,1,1-トリクロエタン、テトラクロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(シス-1,2-ジクロロエチレン)、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(シス-及びトランス-1,2-ジクロロエチレン)、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※4 クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

#### イ 調査結果（基準超過地点）

##### ○ 環境基準項目

調査を実施した70地点において、砒素が1地点、テトラクロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が28地点で、環境基準を超過した。

（平成20年度は、砒素が1地点、テトラクロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が26地点超過した。）

##### ・砒素

(単位：mg/ℓ)

調査地点	平成21年度	平成20年度	環境基準
今治市関前	0.014	0.016	0.01以下

##### ・テトラクロエチレン

(単位：mg/ℓ)

調査地点	平成21年度	平成20年度	環境基準
松山市生石町	0.015	0.021	0.01以下

・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/ℓ)

地区名	原因	調査結果	
		平成 21 年度	平成 20 年度
今治市大西町山之内	施肥	18	17
今治市大西町九王	施肥、生活排水	12	18
今治市波方町郷	生活排水	13	13
今治市波方町波方甲	生活排水	12	12
今治市菊間町池原	施肥	11	11
今治市伯方町叶浦	施肥	16	18
今治市伯方町木浦	施肥	15	9.4
今治市上浦町盛	施肥	17	17
今治市上浦町井口	施肥	21	26
今治市宮窪町友浦	施肥	16	14
今治市大三島町野々江	施肥・生活排水	11	11
上島町弓削狩尾	施肥	23	27
上島町生名	施肥	16	14
松山市山西町	施肥	18	17
松山市宮野	施肥	12	19
松山市小浜	施肥	12	11
松山市宇和間	施肥	12	8.5
松山市睦月	施肥	11	17
松山市津和地	施肥	16	18
松山市上怒和	施肥	12	12
伊予市森	施肥、生活排水	23	8.6
伊予市双海町上灘	生活排水	19	10
松前町北黒田	施肥、生活排水	14	14
砥部町川井	施肥	25	20
八幡浜市保内町川之石	施肥	13	13
内子町大瀬	施肥（菜園）	19	10
伊方町二見	施肥	13	6.6
西予市野村町大西	生活排水	11	11

○ 要監視項目

調査を実施した 6 地点において、指針値の超過はなかった。

(2) 概況調査

ア 測定項目及び調査地点

区分	地点数	環境基準項目	要監視項目	ダイキソ類
県	10	4*	—	—
松山市	12	28	24	1

\* 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

## イ 調査結果

調査を実施した22地点において、環境基準項目、要監視項目及びダイオキシン類ともに基準等を達成した。

(平成20年度は、ふっ素が2地点で超過した。)